

クレジットライン規定（2005年8月31日までに契約された方） 新旧対照表

旧	新
第1条 5. お客さまは、第2条に規定する貸越極度額の範囲内で、繰り返し本取引による借入ができます。ただし、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借入はできません。 7.（新設）	第1条 5. お客さまは、第2条に規定する貸越極度額の範囲内で、繰り返し本取引による借入ができます。本取引に関し、お客さまの貸付極度額を設定する契約（以下「本契約」といいます）は、本規定に同意したお客さまからの申し込みを、当社が審査し、これを承認したときに成立します。ただし、実際に当社がお客さまに金銭を交付するまでは、本契約に基づく金銭消費貸借契約は成立しないこととします。また、お客さまが当社所定の年齢に達した後は、新規の借入はできません。 7. お客さまは、借入金を事業の用に供しないことを確約するものとします。
第2条 2.当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、貸越極度額をいつでも増額または減額(貸越極度額を0とすることを含みます)できるものとします。貸越極度額を減額したことにより、貸越金残高が貸越極度額を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。お客さまが貸越極度額の増額をご希望されない場合、お客さまは、当社所定の日までにその旨の連絡を当社にいただくものとします。その場合、当社は、貸越極度額の増額を行いません。	第2条 2.当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、貸越極度額をいつでも増額または減額(貸越極度額を0とすることを含みます)できるものとします。なお、貸越極度額の減額については、第14条第1項の規定が適用されるものとします。貸越極度額を減額したことにより、貸越金残高が貸越極度額を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。お客さまが貸越極度額の増額を希望されない場合、お客さまは、当社所定の日までにその旨の連絡を当社にいただくものとします。その場合、当社は、貸越極度額の増額を行いません。
第6条 3.自動融資が利用された場合、当社は、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金することにより、貸付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。	第6条 3.自動融資が利用された場合、当社は、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をローン口座から自動的に出金し、返済用口座に入金することにより、貸付けを行います。本条に基づく融資も、本取引として本契約に基づき取り扱われるものとします。また、実際に当社がお客さまに金銭を交付するまでは、本契約に基づく金銭消費貸借契約は成立しないこととします。
第14条 1. e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報等に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。	第14条 1. e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報の悪化その他の事由等により、当社が取引を継続することが不適切であると合理的に判断したとき。
第22条 1.家庭裁判所の審判により、お客さまにつき補助・保佐・後見が開始されたとき、または任意後見監督人が選任されたときは、お客さまは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出ていただくものとします。すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときも同様とします。	第22条 1.家庭裁判所の審判により、お客さまにつき補助・保佐・後見が開始されたとき、または任意後見監督人が選任されたときは、お客さまは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出ていただくものとします。既に補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときも同様とします。また、お客さまの補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様とします。
第26条 本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社所定のインターネットホームページに相当期間掲示することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。	第26条 1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2.前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3.前2項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までの変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

クレジットライン保証委託約款（2005年8月31日までに契約された方） 新旧対照表

旧	新
(新設)	頭書き 私は、次の各条項に同意のうえ、株式会社ジャパンネット銀行（以下「金融機関等」という。）との、極度型ローン『クレジットライン』規定（当座貸越規定）（以下「ローン契約」という。）に基づき私が金融機関等に対し負担する債務について、保証委託者としてＳＭＢＣコンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。
第1条 1. 申込人（以下「私」といいます。）がＳＭＢＣコンシューマーファイナンス株式会社（以下「会社」といいます。）に保証を委託する債務の範囲は、会社の保証により株式会社ジャパンネット銀行（以下「銀行」といいます。）から融資を受けた額、借入利息、遅延損害金およびこれに付随する一切の債務を含むものとします。 2. 前項の保証は、会社が保証を適当と認め、これに基づいて私が銀行と表記ローン取引を開始したときに成立するものとします。 3. 本委託契約の有効期間は、私が銀行と締結した金銭消費貸借契約または当座貸越契約に基づく融資期間とします。但し、当座貸越契約の融資期間を更新する場合には、その最終期限までとします。 4. 前記1項の保証内容は、この約款および私が銀行との間に締結している契約書の各条項によるものとします。	第1条 1. 本約款に基づく契約（以下「本保証委託契約」という。）は、保証委託者からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。 2. 保証委託者が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」という。）の範囲は、ローン契約に基づき保証委託者が金融機関等に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、ローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。 3. 本保証委託契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同一とし、ローン契約の有効期間が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条 会社が保証したローン債務（以下「原債務」といいます。）について、私はその支払期日に相違なく弁済し、会社に一切負担をかけません。	第2条 保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことの決定をした後、ローン契約が有効に成立したときに効力が生じるものとします。
第3条 1. 私は、会社から担保の提供もしくは連帯保証人（以下「保証人」といいます。）の徴求を要求されたときは、これに応じるものとします。 2. 保証人は、会社の都合によって担保もしくは他の保証を変更解除されても異議ないものとします。	第3条 保証委託者は、ローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元利金共に遅滞なく支払い、保証会社に一切負担をかけないものとします。
第4条 1. 保証人は、私がこの契約によって会社に対し負担する一切の債務について私と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従います。 2. 保証人は、私の会社に対する債権をもって相殺はしません。 3. 保証人は、会社が相当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更、解除しても、免責を主張しません。 4. 保証人は、保証人がこの契約による保証債務を履行し、代位によって会社から取得した権利について、私と会社との間に、この契約による残債務または保証人が保証している他の契約による残債務がある場合は、会社の同意がなければこれを行使しません。もし、会社の請求があれば、その権利を会社に無償で譲渡します。 5. 保証人が私と会社との取引についてほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、またほかに限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が私と会社との取引について、将来ほかに保証した場合にも同様とします。	第4条 1. 保証会社が金融機関等から代位弁済を求められた場合、保証委託者が金融機関等からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知、催告を要せず、金融機関等に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。 2. 保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、金融機関等が保証委託者に対して有していたローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。 3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。
第5条 私および保証人は、会社が保証にかかわる債権保全のために要した費用並びに求償権の保全、行使または担保の保全、処分に要した費用を負担するものとします。この費用には訴訟費用および弁護士費用を含みます。	第5条 前条により保証会社が金融機関等に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。 ① 前条により保証会社が代位弁済した額 ② 保証会社が代位弁済のために要した費用の額 ③ 前二号の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から求償債務の履行が完了する日までの年14.6%（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算）の割合による遅延損害金の額 ④ 保証会社が保証委託者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の額
第6条 1. 会社が私および保証人に対して通知・催告なく保証債務を履行しても、私および保証人は異議ないものとします。 2. 私および保証人は、会社が保証債務の弁済によって銀行が私に対して有する権利を代位して行使する場合には、私と銀行との間に締結した契約のほかに、この約款の各条項を適用されても異議ないものとします。	第6条 1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。 ① 金融機関等または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき ② 保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき ③ 租税公課の滞納処分または手形交換所の取引停止処分を受けたとき ④ ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき ⑤ その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき 2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を事前に行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保があると否かを問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。
第7条 私および保証人は、会社の私に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく会社に支払うものとします。 1. 前条による会社の代位弁済額。 2. 会社の弁済のために要した費用の総額。 3. 前記各号の金額に対し会社が弁済した翌日から私および保証人が会社に履行完了する日までの年14.6%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金。 4. 会社が私および保証人に対し前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。	第7条 1. 保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。 2. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとします。ただし、保証会社との合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第8条 私および保証人が、会社に対してこの保証による求償債務のほかは他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。	第8条 １．ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるかを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。 ２．前項により本保証委託契約を解約した場合でも、保証委託者が既にローン契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。
第9条 1. 私または保証人が、下記の各号の一つにでも該当したときは、第6条による代位弁済前といえども会社が予め求償権を行使しても私および保証人は異議ないものとします。 1. 保全処分、強制執行、競売の申立または破産、民事再生もしくは特定調停等の申立があったとき。 2. 公租公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。 3. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 4. 私と銀行との間に締結した契約書の約定の一つにでも違反したとき。 5. 私と会社との間に締結した他の契約および保証契約の一つにでも違反したとき。 6. その他債権保全のため必要と認められたとき。 7. 私について相続の開始があったとき。 2. 会社が前項により求償権を行使する場合には、私および保証人は、原債務に担保がある与否を問わず求償に応ずるものとし、原債務の免責請求や求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供はいたしません。また私は、会社が債権保全のため必要と認めたときは、直ちに会社の承認する担保を差入れ、または連帯保証人を立てるものとします。	第9条 １．保証委託者は、保証会社から保証委託者の財産、職業、地位および保証委託者が経営する会社の経営状況等について報告または調査への協力を求められた場合は、直ちに保証会社へ報告し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。 ２．保証委託者は、前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従うものとします。 ３．氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、保証委託者は、直ちに保証会社に届け出るものとします。 ４．保証委託者が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到達すべきに到着したものとします。 ５．債権保全等の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、保証委託者の住民票等を取得できるものとします。
第10条 1. 私が前条第1項各号の一つにでも該当したとき、その他保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも会社はこの契約を中止し、または解約することができます。 2. 前項により会社から中止または解約の通知を受けたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、会社には負担をかけません。	第10条 保証委託者は、保証会社の請求があった場合は、直ちに強制執行を受ける旨を記載した求償債務に関する公正証書作成のための一切の手続を行うものとします。
第11条 1. 私および保証人は、氏名、住所、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、速やかに会社に会社所定の方法で通知・届け出します。 2. 前項の届出を怠ったために、会社からなされた通知または送付された書面等が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。	第11条 保証委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第4条および第6条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとします。
第12条 1. 私または保証人は、会社から財産、職業、地位、経営、業況等についての説明もしくは書類帳簿の閲覧をもとめられたときは、協力するものとします。 2. 私または保証人は、前項の事項ならびに私または保証人の信用状態について重大な変動が生じ、または生ずるおそれのあるときは、直ちに会社に通知し、その指示に従います。	第12条 １．保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。 ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ２．保証委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。 ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為 ３．保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は本保証委託契約を解約することができるものとします。 ① 第1項各号のいずれかに該当することが認められたとき ② 第1項に基づく表明につき、虚偽の申告を行ったことが判明したとき ③ 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき ４．前項の適用により、保証委託者に損害が生じたとしても、保証委託者は保証会社になんらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合、保証委託者がその責任を負うものとします。

第13条 1. 私および保証人は、会社の請求があるときはいつでも公証人に委嘱して、この契約による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に関する一切の手続きをします。	第13条 保証会社は、本保証委託契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。
第14条 1. 私および保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を会社へ書面によって届け出ます。 2. 私および保証人は、家庭裁判所により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を会社へ書面によって届け出ます。 3. 私および保証人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に会社へ届け出ます。 4. 私および保証人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に会社へ届け出ます。 5. 前4項の届け出の前に生じた損害については、会社は責任を負わないものとします。	第14条 本保証委託契約について訴訟および調停の必要が生じた場合、訴額にかかわらず保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とするものとします。
第15条 私および保証人は、この契約に関する訴訟、調停および和解については、会社の本店（営業所も含みます。）所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。	第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本保証委託契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第2号の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、保証会社が相当と認める方法で周知することにより、本保証委託契約の内容を変更することができるものとします。 ① 変更内容が保証委託者の一般の利益に適合するとき ② 変更内容が本保証委託契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
第16条 この約款の内容は、会社と銀行との保証に関する契約書が改正されたときは、別段の定めがある場合を除き、これによって当然変更されるものとします。	(削除)
第17条 1. 私および保証人は、会社と銀行（以下「両社」といいます。）が相互の正当な業務遂行を図るうえで、両社がそれぞれ取得した個人情報機関の個人情報情報を除く、私および保証人に関する信用状況および取引情報等の情報を、相互に利用することをあらかじめ承認します。 2. 会社が、本契約にかかわる業務について第三者と提携している場合、第三者に業務委託・処理委託している場合、将来事業譲渡する場合には、私および保証人は、会社と会社の提携先、業務委託先、処理委託先、事業譲渡先（以下「各社」といいます。）が、情報提供に関する取決めをしたうえで、相互の正当な業務遂行に必要な範囲で、各社がそれぞれ取得した個人情報機関の個人情報情報を除く、私および保証人に関する信用状況および取引状況等の情報を各社が相互に提供することをあらかじめ承認します。	(削除)